

瀬戸市告示第 25 号

令和 2 年告示第 76 号（市民サービスセンターの開庁時間及び閉庁日）の一部を次のように改正し、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

令和 5 年 3 月 27 日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
名称	開庁時間	閉庁日	名称	開庁時間	閉庁日
瀬戸市役所 パーティセ と市民サー ビスセンタ ー	午前 9 時か ら午後 5 時 まで	(1) <u>木曜日及び 金曜日。ただ し、国民の祝 日に関する法 律（昭和 23 年法律第 17 8 号）に規定 する休日を除 く。</u> (2) <u>12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで の日</u>	瀬戸市役所 パーティセ と市民サー ビスセンタ ー	午前 8 時 3 0 分から午 後 5 時 15 分まで	<u>12 月 28 日か ら翌年の 1 月 4 日までの日</u>
瀬戸市役所 菱野団地市 民サービス センター	午前 9 時か ら午後 5 時 まで	(1) <省略> (2) 国民の祝日 に関する法律 に規定する休 日 (3) <省略>	瀬戸市役所 菱野団地市 民サービス センター	午前 8 時 3 0 分から午 後 5 時 15 分まで	(1) <省略> (2) 国民の祝日 に関する法律 (昭和 23 年 法律第 178 号) に規定す る休日 (3) <省略>

